

米子市下水道事業における水の官民連携発注支援業務 仕 様 書

1 業務の目的

米子市の公共下水道事業は、事業開始から既に50年以上が経過しており、施設の老朽化が進行し、施設の維持管理や改築修繕を効率的かつ効果的に実施していくことが求められている。

本市においても、今後の人口減少に伴う技術系人材の減少や使用料収入の減少、老朽化ストックの増大等の課題解決手法のひとつとして、水の官民連携（ウォーターPPP）の導入を進めている。

本業務は、過年度に実施した「米子市公共下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務」の結果を踏まえて、水の官民連携導入のための事業費の試算及び必要となる公告資料等の作成を行うとともに、水の官民連携発注時に必要となる支援等を実施することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

米子市下水道事業における水の官民連携発注支援業務

(2) 業務処理期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(3) 業務場所

米子市内全域

(4) 対象施設

公共下水道施設（污水・雨水）、農業集落排水施設、コミュニティプラント施設

3 業務の内容

(1) 民間市場調査に向けた事業スキームの検証

①事業者の構成・参画資格要件の検討

既往業務の成果における水の官民連携の業務内容を踏まえて、事業者の構成・参画資格要件を検討する。

②事業スキームにおける事業費の試算

既往業務の成果における水の官民連携の業務内容を踏まえて、事業費を試算する。事業費の試算については、既に民間委託されている業務については既存の設計書、現在委託されていない業務については一般的に活用されている歩掛等を用いた概略積算等により試算する。

(2) 民間市場調査の実施支援及び事業スキームの見直し

アンケート調査又はヒアリング等を通じて、本市が想定している事業スキーム、本事業への参入意欲や懸念点、資格要件に対する希望等について、民間事業者の意見や考えを把握する。(マーケットサウンディングを2回程度を想定するが、この限りではない)

また、民間市場調査によりヒアリングした内容を踏まえて、令和7年度に検討した事業スキーム(対象範囲、対象施設、対象業務等)の内容を適宜、見直したうえで、公告資料(案)の作成に活用する。

(3) 実施方針の作成

既往成果や上記までの内容を踏まえて、実施方針を作成する。

(4) 公募資料(案)の作成

既往業務の成果における水の官民連携の業務内容や上記までの内容を踏まえ、入札公告に必要となる以下の資料を作成する。なお、(2)において事業スキームを見直した結果、要求水準書(案)が複数必要となる場合も想定する。(最大2種類の要求水準書を作成することを想定)

- ・募集要項(案)の作成
- ・要求水準書(案)の作成
- ・選定基準(案)の作成

(5) モニタリング実施計画(案)の作成

要求水準書(案)を踏まえ、水の官民連携事業におけるモニタリングの実施方針、実施体制、実施時期及び実施方法等を取りまとめ、モニタリング実施計画(案)を作成する。

モニタリング実施に向けて、インセンティブやペナルティの設定事例について情報整理を行うとともに、本市で適用する内容について検討する。

(6) 事業者選定に係る支援

公募型プロポーザルによる受託者選定について、委員選定の助言等による委員会の設立支援、運営支援として、事業概要や事業者の選定基準案を始めとする公募資料の概要説明、応募者からの提案書の取りまとめ等の委員会資料作成及び委員会開催に同席し、委員会の運営支援を行う。なお、運営支援の実施にあたっては、適正な審査が行われるよう透明性、公平性に留意すること。

(7) 照査

本業務で作成、公表する実施方針、公募資料、質問回答、選定委員会資料等、また本業務の成果について、照査技術者による照査を実施する。

(8) 打合せ協議

本業務に必要となる打合せを実施する。業務開始時、中間時 3 回、報告書納品前の段階で実施することを見込む。

(9) 報告書作成

本業務の内容、実施した作業、作成した資料について報告書としてとりまとめる。

①報告書

- ・ 報告書（キングファイル） 2 部
- ・ 報告書概要版 2 部

②成果電子データ D V D 等電子記憶媒体（報告書に格納） 2 部

（成果品のデータ形式は、**Microsoft Office Excel、Word** 等とし、すべて本局にて処理及び加工、修正が可能な状態で納品すること。）

③打合せ議事録

④その他本市の指示する資料

5 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (10) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- (11) 新都市計画の手続き（都市計画協会）
- (12) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (13) ウォーター PPP 導入検討の進め方について（国土交通省）
- (14) 下水道分野におけるウォーター PPP ガイドライン（国土交通省）
- (15) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
- (16) 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
- (17) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
- (18) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (19) PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）
- (20) PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）

- (21) PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
- (22) VFM（Value For Money）に関するガイドライン（内閣府）
- (23) 契約に関するガイドラインーPFI 事業実施契約における留意事項についてー（内閣府）
- (24) モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
- (25) 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）

6 守秘義務及び成果物の帰属

- 1) 業務の実施に関して取得した情報について秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用しないこと。また、本委託業務終了後も同様とする。
- 2) 個人情報を取扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」及びその他関連法令等に基づき、その取扱いに注意すること。
- 3) 本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページでの掲載を含め本市に帰属し、理由の如何を問わず複写及び第三者への提供は行わないこと。

7 留意事項

- 1) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- 2) 業務の遂行にあたっては、担当者と十分な打合せを行い情報交換、連絡調整を十分にとり、円滑に業務を実施すること。
- 3) 受託者は、業務の実施にあたり、本業務の意図や目的を十分に理解した上で、より良い成果が得られるように努力すること。
- 4) 業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- 5) 業務には、下水道計画等の分野における、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。

8 その他事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。